

令和5年度（2023年度）
ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）
登録団体募集要項

熊 本 県

1 事業概要

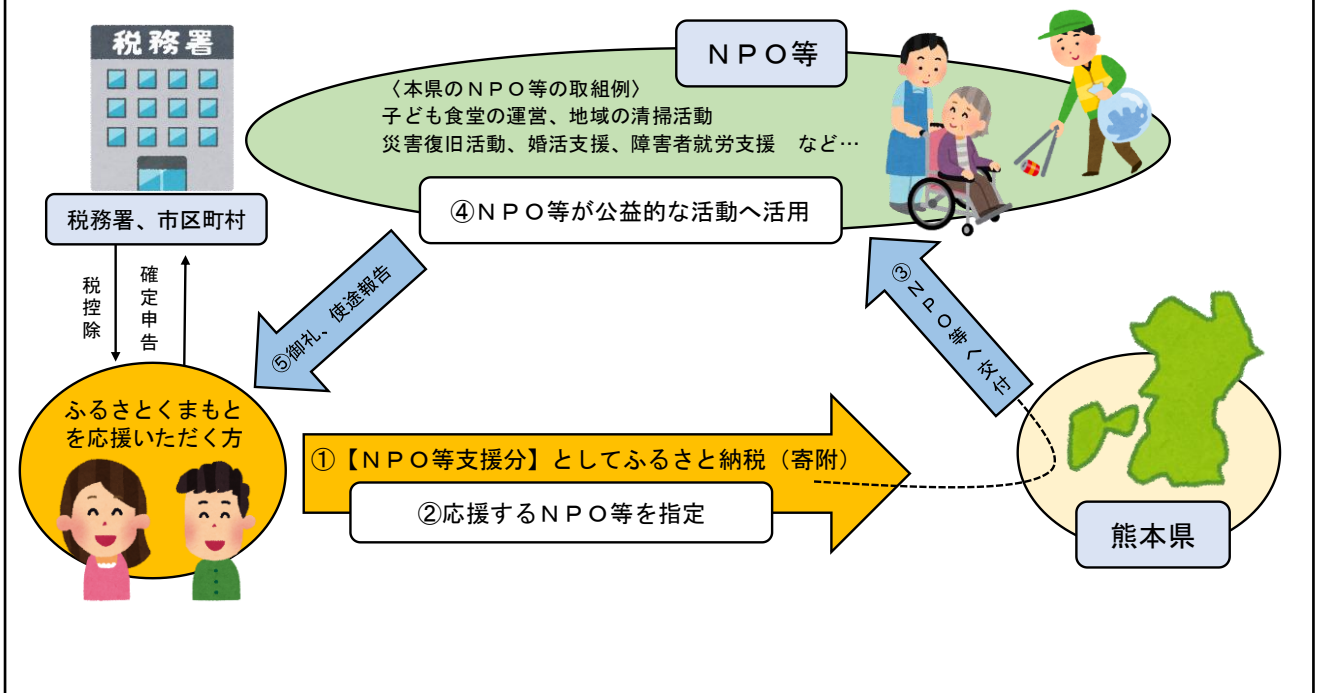
熊本県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて公益的な活動を行うNPO等の皆様の更なる発展と、その活動への支援を目的とし、ふるさとくまもと応援寄附金（ふるさと納税）を活用し、活動資金の調達を支援します。

◇ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）を活用することのメリット

- ・NPO等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附が集まりやすい。
- ・熊本県の支援を得て寄附金募集を行うことができる。
- ・寄附金受領証明書発行等の手続を熊本県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。
- ・返礼品は、県のふるさと納税の返礼品※から選んでいただき、県が直接寄附者へ送付するため、返礼品に関する手間を省略できる。

※返礼品は県外在住者の方に限る。

◇ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）の仕組み



2 事業の実施方法

寄附者が寄附申込をする際に、寄附金の使途を「NPO等支援分」とし、特に応援したいNPO等を自ら指定した上で寄附をすると、県から指定されたNPO等へ寄附額の1/2を交付します。

なお、支援の対象となるNPO等は事前に登録された法人に限ります。登録を希望するNPO等は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

3 登録（応募）の要件

ア、イの要件を全て満たす団体であることが必要です。

ア 団体要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- 1 法人格を有していること。
- 2 熊本県内（以下、「県内」という。）に事務所を置くことを定款又は規約で定め、かつ、登記がされており、総会や理事会等において団体の意思決定が行われていること。
- 3 事業活動及び決算その他の財務の状況を自らのホームページ、くまもと県民交流館NPO・ボランティア協働センターウェブサイト又は日本財団が提供する公益事業コミュニティサイトCANPANで公開している等、情報を広く開示していること。
- 4 10人以上の構成員で組織された団体であること。
- 5 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他公益的な活動を行う非営利活動団体であること（特定非営利活動促進法第2条第2項で規定する特定非営利活動法人にあつては、同法で定めるところにより事業報告書等の必要書類を所轄庁へ提出していること。）
- 6 団体が次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ① 暴力団でないこと。
 - ② 暴力団の統制下にある団体でないこと。
 - ③ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）の統制下にある団体でないこと。
 - ④ 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- 7 法人の役員等が次に掲げる事項に該当すること。
 - ① 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

イ 活動要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- 1 次に掲げる公益性の高いいずれかの活動を行っていること。
 - ① 熊本県の施策と整合する活動を行っていること。
 - ② 熊本県又は県内市町村との協働の実績を有すること。
- 2 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。また、県内に在住し、活動する者が1人以上いること。
- 3 継続的な活動が見込まれること。（《表1》を参照）
- 4 法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- 5 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この③において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

【「3 継続的な活動が見込まれること」の要件】

《表1》

継続的な活動が見込まれることの確認項目		
8項目中4項目以上該当要 (2は必須)	短期的な支払い能力を有しているか	1 支払可能期間：1ヶ月以上 流動資産 / (総支出 ÷ 12ヶ月)
	中長期的に団体を維持運営できるか	2 負債・資産比率：100%以下 総負債 / 総資産
		3 正味財産・経常費用比率：1ヶ月以上 正味財産 / (経常費用 ÷ 12ヶ月)
	活動を継続するために必要な資源獲得能力があるか	4 会費・寄附金比率：3期平均5%以上 (会費 + 寄附金) / 経常収益計
		5 経常利益率：3期平均1%以上 経常利益 / 経常収益計
	資源を効率的に活動に投入しているか	6 事業費比率：50%超 公益的な事業費 / 経常費用計
		7 管理費比率：30%以下 管理費 / 経常費用計
	事業活動を成長させているか	8 事業費の伸び率：100%超 当年事業費 / 前年事業費

※8項目のうち4項目を満たすことを要件(項目2は必須)としています。

※項目2を満たさない場合は、熊本県男女参画・協働推進課までご相談ください。

4 交付額及び対象事業等

(1) 交付額

寄附者がNPO等を指定して寄附をした場合、NPO等へ寄附金額の1/2が交付されます。実際の交付額は、毎年12月末現在の寄附金額の1/2を上限とし、それと(3)の交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります。

(2) 交付対象事業

NPO等が実施する特定非営利活動促進法別表に掲げる活動(※)における事業その他公益的な活動における事業であって次のいずれにも該当するものが対象です。

- ア 県民の便益につながる事業
- イ 構成員のみを対象とする事業でないこと
- ウ 宗教的、政治的活動のための事業でないこと

※ 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動：保健、医療又は福祉の増進を図る活動などの20分野

(3) 交付対象経費

(2)の交付対象事業の実施に必要な経費(ただし、法人運営上の経常的な経費を除く)が対象となります。

5 応募から寄附金交付までの流れ（予定）

（１）応募（団体登録）

- ・団体登録申請書等一式を県へ提出してください。登録の要件を満たすかなどを審査の上、後日登録の通知を送付します。
- ・登録の有効期間は登録の日の属する年度から翌3年度末までです（有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は登録の更新を行う必要があります）。

（２）寄附金募集広報等の準備

- ・寄附金募集のための広報に必要な原稿（登録団体の活動等を紹介するもの）を作成していただきます。詳細は別添「寄附金募集方法等について」をご覧ください。

（３）寄附金の募集

- ・寄附金の受付状況については、3ヶ月に1回（10万円以上の大口寄附があった場合はその都度）県より通知します。
- ・NPO等においては、適宜、寄附者に対し御礼状の送付及び使途報告を行ってください（6（6）参照）。

（４）交付申請

- ・交付申請書、事業計画書、収支予算書及びその他参考となる書類を県へ提出してください。内容が適切かを審査の上、交付の決定の通知を送付します。

（５）事業実施

- ・事業計画書に基づき事業を実施してください。

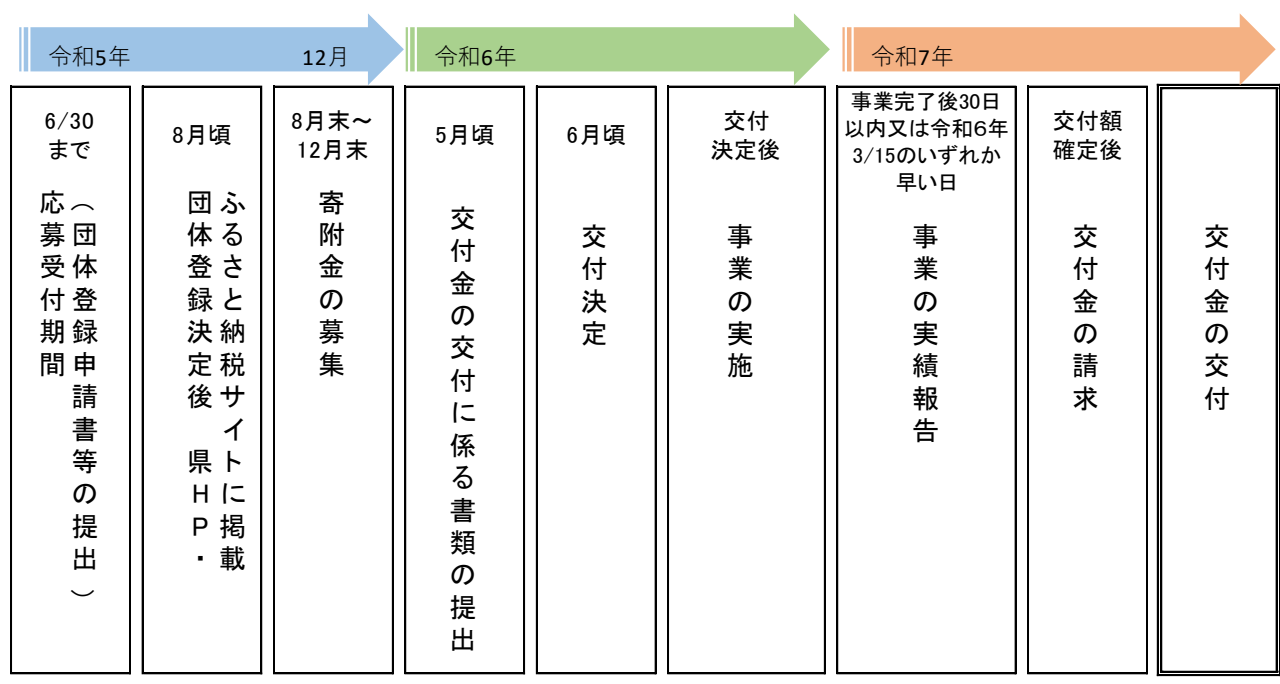
（６）実績報告

- ・交付対象事業完了の日から起算して30日を経過した日（最終の提出期限は当該年度の3月15日）迄に実績報告書を提出してください。

（７）寄附金の交付

- ・寄附金の交付額は原則として、毎年12月末現在の寄附金額の1/2を上限とし、それと交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります（4参照）。
- ・事業が完了し交付額が確定した後、交付金交付請求書の提出を受けて交付します。
- ・NPO等が希望する場合は、寄附のあった年度の翌3年度まで、交付金の交付を留保することができます。（翌年度以降にまとめて交付を受けることができます。）

応募から交付金(寄附金)交付までの流れ(予定)



6 事業実施の注意事項

交付対象事業等を行うにあたり、次の点に御注意ください。

- (1) 事業計画書に記載した内容を変更する場合は、事業実施の前に県に対して変更を申請し、承認又は変更交付決定を受ける必要があります。

※変更内容によっては承認又は変更交付決定ができない場合があります。

※承認を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、寄附金の交付ができないことがあります。

- (2) 交付決定より前に交付対象事業に着手することはできません。

- (3) 寄附金等に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、この収入支出についての証拠書類を5年間保存してください。

- (4) 県が必要であると認めて指示をした場合は、事業実施の状況について報告する必要があります。

- (5) 団体においても、パンフレットやホームページ等で、活動状況や決算状況、ふるさとくまもと応援寄附金で寄附を受け付けている旨を主体的に周知してください。

- (6) 寄附者との信頼関係を構築するためには、寄附を受けた後に感謝の気持ちを伝えることや、使い道を明らかにすることが重要です。

寄附者へお礼状の送付及び寄附金の活用報告を行ってください。(寄附状況を県から定期的にお知らせします。)

※寄附金をふるさとくまもと応援寄附基金へ留保した場合も、留保した旨を寄附者へ報告してください。

- (7) 個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報は適正に取り扱ってください。

7 団体登録の応募方法等

(1) 令和5年度の応募受付期間

令和5年(2023年)5月30日(火)から令和5年(2023年)6月30日(金)まで

(2) 提出書類

- ①熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「被支援NPO等」登録申請書(別記第1号様式、別記第2号様式)
- ②定款又は規約
- ③誓約書(別記第3号様式)
- ④直近3か年の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表又はこれに準ずるもの。ただし、法人設立後3年に満たない法人においては、法人設立後からの事業報告書及び収支計算書又はこれに準ずるもの。
- ⑤総会や理事会等において意思決定が行われていることが確認できる資料(議事録等)
- ⑥役員名簿(氏名、生年月日、住所記載)
- ⑦構成員(熊本県内に在住し活動する者を含む)10人以上の名簿(氏名、住所記載)
- ⑧登記事項証明書(原本)
- ⑨その他知事が必要と認める書類

(3) 提出書類の入手方法

NPO・ボランティア協働センターウェブサイトのセンター・県からのお知らせよりダウンロードして下さい。

※「熊本県ホームページ」(男女参画・協働推進課)からも上記「ウェブサイト」へリンクしています。

(4) 応募方法

上記7(2)の書類を郵送(必着)により、8の提出先へ提出すること。

8 提出先・問合せ先

(登録申請書等提出先)

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県男女参画・協働推進課 ふるさとくまもと応援寄附金(NPO等支援分)担当宛

(問合せ先)

熊本県男女参画・協働推進課 協働推進班

電話：096-333-2286

メール：danjyokyoudou@pref.kumamoto.lg.jp